

用語の定義	該当 条文	法第 2 条第 5 号
主要構造部の取扱い		
□ 内 容 下記の①～⑤は法第 2 条第 5 号の主要構造部に該当するか。 ①令 1 1 4 条の界壁、防火上主要な間仕切壁、隔壁 ②防火上有効な庇、袖壁 ③床を支持する小梁 ④耐火パネル（A L C 板等）を支持する下地（間柱、胴縁等） ⑤筋交い		
□ 取 扱 一般的には、防火上重要である部分は主要構造部である。 ①～④は全て防火上主要な部分であるため、主要構造部である。 ⑤は防火の見地からは重要な部分には該当しないものと解されるため、主要構造部には当たらないが、水平力だけでなく鉛直力も負担するものは主要構造部に該当する。		
□関連資料 建築基準法質疑応答集 防火避難規定の解説		